

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貸切	令和4年10月17日	有限会社葵ジャパン (法人番号5100002025 484)代表者諏訪和也	長野県松本市県2丁 目7番22号	本社営業所	長野県松本市清水 2丁目8番48号	文書警告(処分日車数 20日車のため、一般 貸切旅客自動車運送 事業者に対する行政 処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法(以下「法」) 第15条第1項及び法第27 条第3項	令和4年7月14日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(道路運送法第15条第1項)(2)点呼の記録記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(3)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)(4)運行管理補助者の解任届出違反(運輸規則第68条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。